

自然エネルギー導入加速化による 諸課題の解決に向けて

～自然エネルギーによる地球温暖化対策と経済成長の両立へ～

平成29年11月24日

自然エネルギー協議会

自然エネルギー導入加速化による諸課題の解決に向けて ～自然エネルギーによる地球温暖化対策と経済成長の両立へ～

「国際エネルギー機関(IEA)」の発表によると、2022年における世界の自然エネルギーによる発電容量は、2016年に比べて43%増加するとされており、世界的に自然エネルギーの導入が大きく進む見通しが示された。その理由として、太陽光や風力の発電コストが低下したことにより、化石燃料と比較しても十分に競争力のある価格となり、中国をはじめ各国で自然エネルギーの導入が加速しはじめていることがあげられる。

一方、日本における自然エネルギーの発電容量は27%増加するとされ、一定量の増加が見込まれるものの、世界水準の伸びに及ばず、「パリ協定」の目標達成と「脱炭素社会」の実現を日本からリードしていくには、まだまだ取組が不足していると言わざるを得ない。

我が国は、これまでも高い技術力を有し、環境面での取組において常に世界の先陣を切ってきた。今後、自然エネルギーの分野においても、国を挙げてコスト低下につながる技術革新や規制緩和に積極的に取り組むことにより、自然エネルギー導入を加速させる原動力として、世界に範を示すことを求める。

加えて、国際社会の共通理念として浸透しつつある「SDGs(持続可能な開発目標)」では、「経済、社会、環境の三側面をバランスがとれ統合された形で達成する」という考え方が示されており、世界各国においてこうした考え方に基づく持続可能な社会づくりが求められているところである。

我が国にあっても、こうした流れを先取りし、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)の日本開催を誘致するなど、「パリ協定」の実現及び「SDGs」に基づく持続可能な社会の構築に向け、意欲的に国としての責任を果たしていくよう求める。

さらに、自然エネルギーの積極的な導入は、地域活性化の起爆剤として、雇用の創出、産業の振興、防災力の強化による国土の強靱化を実現し、名目GDP600兆円の達成に寄与するものであり、そのためには、地域ごとのエネルギーのベストミックスを最大限可能にする系統への自由な接続が前提となることから、系統問題の早期解決、さらには電力システム改革の着実な推進、規制改革の不断の実行を求める。

将来を見据えた自然エネルギーの最大限導入と、それを支える制度の適正な見直しをしっかりと後押しするべく、自然エネルギー協議会として、次のとおり提言する。

1. 意欲的な自然エネルギーの導入目標の設定

欧米の先進的な国や地域では、2030年に40%を超える高い自然エネルギーの導入目標を掲げながら、地球温暖化対策と経済成長を両立するべく、挙国一致の取組を進めている。

一方、我が国における2030年の電源構成では、自然エネルギーの導入目標は「22～24%」に留まり、地方創生を実現する意欲的な導入目標からは程遠いと言わざるを得ない。

自然エネルギーの導入拡大に向けて、課題とされている高いコストや電力系統への負荷の増大に対し、技術開発による低コスト化や高効率化、気象データを用いた発電予測技術の向上、さらにはディマンドレスポンスの拡大、系統運用の広域化、自家消費の推進や蓄電技術の向上など、課題に対応しながら、多様な自然エネルギーの導入を目指して目標をさらに引き上げることは十分可能である。

加えて、「パリ協定」の「気温上昇を産業革命前に比べ2度未満に抑える」という目標を達成するには、今後の人為起源の累積二酸化炭素排出量を約1兆トンに抑える必要があるとした「カーボンバジェット」の考え方にに基づき、世界的にも温室効果ガス削減手法の有効性が認識される「カーボンプライシング(炭素の価格付け)」を実効性あるものとする必要がある。

このため、二酸化炭素の総量削減につながるような排出量取引制度の整備をはじめとしたカーボンプライシングにおいて、環境、経済の両面において持続可能な成長に寄与するよう、社会・経済活動を阻害しない緻密な制度整備に向けた検討を積極的に行うとともに、カーボンプライシングの収入を自然エネルギー普及に活用するといった施策を講じることで、国民負担の最小化に配慮しつつ、自然エネルギーの普及拡大を推進することにより、GDP600兆円の実現の「成長戦略」(日本再興戦略 2016)においても重要な役割を果たすなど、イノベーションの創出、経済活性化に向けた施策展開をさらに進めるよう要望する。

さらに、「パリ協定」における合意である長期の低排出開発戦略にあつては、地域・国内における対策の核となる自然エネルギーの導入を前面に打ち出し、中期目標の「2030年度26%削減」や長期的目標の「2050年80%削減」などの温室効果ガス削減目標を着実に具現化できるよう、国民がビジョンを共有し、自然エネルギーの活用を軸とした国家の発展戦略として位置づけ、2020年の期限に十分先立ち、国連への通報がなされることを要望する。

脱炭素社会の実現に向けた自然エネルギーの導入を加速するべく、今年度国において「再生可能エネルギー活用によるCO₂削減加速化戦略」が取りまとめられる見通しであるが、この削減加速化戦略において示される目標は、欧米などの先進地の40%を超える目標を考慮し、系統運用の見直しや地熱、洋上風力など新たな自然エネルギーの大量導入をはじめとする最大限の導入促進策により、総発電電力量におけ

る自然エネルギーの割合を「2030年には30%を超える」などの意欲的な導入目標へと引き上げ、省エネをはじめとする需要サイドの取組や、具体的なロードマップ策定等の着実な推進を図りながら、日本全体で自然エネルギーの導入を加速するよう要望する。

現在、見直しが進められている次期エネルギー基本計画においては、自然エネルギーの導入が二酸化炭素の排出量削減につながるのみならず、災害に強い自立分散型のエネルギーとして、さらには地域の資源を活用することにより地域の活性化が図られ、地方創生にも寄与することから、エネルギー供給の主力を担うよう自然エネルギー大量導入に向けた施策展開と安定的な電力需給のための技術開発を行うことを宣言し、削減加速化戦略と同じく「2030年には30%を超える」などの意欲的な導入目標を設定することとあわせ、エネルギー基本計画を軸として地球温暖化対策を進めていくよう要望する。

2. 地産地消型の自然エネルギーの推進による地方創生

過疎化をはじめ、地方が直面する大きな課題を乗り越え、元気で豊かな地方の創生を進めていくためには、地域に豊富に存在する自然エネルギーを地域の特性に応じて最大限活用し、「エネルギーの地産地消」による地域の活性化を戦略的に進める必要がある。

近年、全国各地で、地震、台風、集中豪雨などによる大規模な自然災害に相次いで見舞われており、地域防災力強化のためにも非常時の電力確保・供給体制を整備しておくことの必要性が再認識されている。今後起こりうる自然災害に対するエネルギー・システムの強靱化を図り、持続可能な地域社会を構築するためにも、自然エネルギーの更なる普及拡大が不可欠である。

このため、国においては、自然エネルギーの普及が地域に及ぼす経済効果等を明らかにし、地球温暖化対策税を地域の自然エネルギー施策に最大限活用するほか、導入に対する助成や税制特例措置の拡充を行い地域の事業者や自治体による自立的な普及を後押しし、自然エネルギーの導入促進に必要な技術開発や地域産業と連携した先導的技術の導入、地域経済の活性化につながる地産地消型モデルの推進施策について、省庁横断的に取り組むよう要望するとともに、頻発する自然災害への備えとなる自立分散型のエネルギー・システムを実現し、地域防災力の強化を加速させる必要がある。

また、自然エネルギーの更なる普及に必要な出力変動対策については、まずは、既存インフラの最大限の活用や、系統運用の広域化、卸電力の取引市場拡大により対応すべきところであるが、蓄電池の導入による効果も期待される。

蓄電池については、太陽光発電等と併設することにより、自然災害への備えとなるだけでなく、家庭における自家消費の促進や、大規模太陽光発電や風力発電における出力変動の緩和にも資することから、気温変化への対応性の向上を含めた技術革

新への支援や、価格低減・導入拡大に向けた対応策を講じるなど、太陽光発電等と蓄電池のセットでの導入を加速させる支援策を行うよう要望する。

さらに、太陽熱、地中熱、バイオマス熱など、自然エネルギーの熱利用については、利便性や快適性、安全性を確保しながら、適切なコストで導入が進むように、技術開発や施工者の育成などへの支援を行うとともに、コージェネレーション（熱電併給）やボイラーなど熱利用の普及が進むよう、地域熱供給や、産業部門での熱利用などの具体的な取組事例の拡大と蓄積に務め、資源の地域内における経済循環のモデルケースを構築するなど、地域特性に応じた熱利用を加速させる支援策を行うこととあわせ、自然エネルギーの熱利用に関する統計を整備するよう要望する。

加えて、自然エネルギー由来の「水素」の活用は、地球温暖化対策はもとより、電力を水素に変換して貯蔵することにより、自然エネルギーによる電力の変動を吸収し、電力供給の安定化や系統の負担軽減に活用できることなど、自然エネルギー導入量の最大化に大きく寄与すると期待される。2020年に4万台規模で燃料電池自動車を普及させるため、水素ステーションの整備を加速させるなどの方向性が示された国の「再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議」の主旨を踏まえ、自然エネルギーの導入と水素の利活用が相互補完的に進むような実証研究の実施、インフラの整備及び規制緩和を迅速に進めていくことを要望する。

3. 固定価格買取制度の適切な見直し

我が国は、自然エネルギーの導入量、目標ともに先進国から後れをとっていることから、固定価格買取制度の適切な改善を図りながら、着実な導入拡大及び市場創出によるコスト低減化を最大限図っていくべきである。

本年4月に施行された改正FIT法においては、経済産業省より認定失効容量が2800万キロワット程度になるとの見通しが示されており、当協議会の提言を受け、「空押しさえ」による未稼働案件について一定の対策が図られたところである。また新たに導入された入札制度においても、当協議会の提言をふまえ、対象を2メガワット以上の事業用太陽光発電に限定するとともに、試行的期間が設定され、入札結果について調達価格等算定委員会にて検証することとなった。今後、入札結果の検証を行う中で、地域の事業者への影響についても考慮し、入札の対象範囲が拡大しないようにするとともに、本年4月の改正で引き下げられた陸上風力の調達価格についても、新たに設定されたリプレース区分も含め適正な価格となっているかあわせて検証を行い、地域の実情をふまえた自然エネルギーの健全な普及拡大が進められる制度とするよう、引き続き強く要望する。

また、FIT法の改正により、事業計画を認定する仕組み、法令違反時の処分など一定の措置がなされたが、法令遵守状況のチェックの徹底、住民説明の遵守化、事業終了時の設備撤去の担保、より細分化した規模別の価格設定の導入、自治体向け情報提供システムの充実による早期の情報提供などについて、地方創生に資するとともに

に地域と調和した自然エネルギーの導入が促進されるよう、引き続き対策を講じるよう要望する。

なお、バイオマス発電については、現在、一般木質区分において認定量が急増している。同区分における輸入燃料については持続可能性の確保などを適切に行いつつ、地域にとって経済効果の大きい国内資源のさらなる活用に向けた検討を要望する。

平成21年11月に開始した住宅用太陽光発電の余剰買取制度において、平成31年以降、何十万もの案件が10年の買取期間を終える、いわゆる「2019年問題」が懸念されることから、国が主体となり、電力会社等との連携の下、地域の新たなエネルギーとして活用できるよう、余剰電力が引き続き電力系統で有効活用できる環境整備や自家消費の実現などの、適切な対応を講じるとともに、加速度的に増加することが想定される使用済み太陽光パネルについて、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」の主旨をふまえ、適正処理を行うための体制構築を要望する。

また、自然環境や景観等との調和を図りながら、地域が主体となる中小規模の事業開発を更に促進するために、改正FIT法および「事業計画策定ガイドライン」の遵守に向けた指導・周知の徹底など、地域と共生する自然エネルギーの総合的かつ効果的な普及を実現する施策の推進を要望する。

4. 電力システム改革の着実な推進と系統問題の解決

電力小売全面自由化が開始され、地域が主体となった電力小売事業（地域新電力）の取組が各地で見られるようになったところであるが、電源調達の難しさなどから、シェア拡大は進んでいない上、契約切替については、全国的な普及は進んでおらず、首都圏や近畿圏を除き制度導入前と状況に変化が見られない。

地域新電力の普及拡大には、卸電力市場の活性化が必要であるが、現在の市場取引量は販売電力量の3%程度に留まっており、諸外国と比較しても低い数字となっている。特に、ベースロード電源が十分に市場に供出されていないことから、新電力事業者の家庭向け小売への参入が進まない原因となっていることから、水力発電をはじめとした自然エネルギーの取引量がさらに増加するよう、電力会社がグループ内で取引している電力を卸電力市場に移行する「グロス・ビディング」の導入を積極的に進めるとともに、市場の取引量、約定量の増加と価格安定化のための実効性のある措置を取ることで、自然エネルギーを扱う地域新電力の普及拡大が進む制度整備がなされるよう要望する。

あわせて、消費者が自然エネルギーによる電力を積極的に選択できるよう、分かりやすい電源表示や、幅広い層に対する情報開示の義務化など、消費者の目線に立った制度整備がなされるよう要望する。同時に、地域の自然エネルギー

一で生み出した電気を地域内で最大限活用するためには、自然エネルギー電気の生産者と需要家をつなぐ送配電網の利用コストを低く抑える必要があることから、託送制度について、エネルギーの地産地消を促す戦略的な制度設計がなされるよう要望する。

特に、自然エネルギーを電源とした仮想発電所（バーチャルパワープラント）は、蓄電池を利用した独自のエネルギーマネジメントにより、大手電力事業者のマネジメントの負荷軽減に繋がる可能性があることや、地域新電力が地域内で需給を行うことにより、高圧線を経ずに低圧線の間での電力の融通を可能とすることから、それぞれにおいて、託送料金を引き下げうる仕組みを整備するよう要望する。

昨年4月、北海道電力より「出力変動緩和対策に関する技術要件」が示され、大規模太陽光発電や風力発電の設備設置時に、事業者の負担増となる蓄電池等の併設を求められている。本年4月に、系統側蓄電池設置による風力発電の導入拡大に関する接続検討申込み及び契約申込み（同時申込み）が開始されたところであるが、根本的な解決には至っていない。

昨年5月、東北電力は、北部3県（青森、岩手、秋田）全域及び宮城県の一部における系統空容量が「ゼロ」になったことを公表した。本年3月から開始された東北北部地域の電源接続案件募集プロセスなど基幹送電線の整備について工期短縮など費用負担の軽減策を講じつつ、着実に進めるとともに、北海道及び東北地域は、風力などにおいて高いポテンシャルを有することから、自然エネルギーの円滑な導入を進めるため、地域間連系線や地域内送配電網について更なる根本的な改善を図るよう要望する。

指定電気事業者制度の適正な運用を確保するため、電力会社が算定した接続可能量について、その増大を図るため、まずは、第三者機関による妥当性の検証を早急に行い、その結果を踏まえた適切な対応を行うとともに、一度行った指定電気事業者認定を解除する規定がないことから、認定を解除する規定を設けるよう要望する。また、系統運用の改善や系統の弱い地域における連系線の計画的増強、それらを通じた指定解除の見通しの明示など、国が責任をもって、系統問題解決に係るあらゆる策を講じるよう要望する。

具体的には、

- ① 系統容量や連系費用の情報開示の促進
 - ② 自然エネルギーの導入を拡大する柔軟な系統運用の義務づけ
 - ③ 地域間連系線や地域内送配電網の増強措置の計画的な推進
 - ④ 接続可能量の妥当性の検証
 - ⑤ 出力抑制量の予見可能性向上に向けた技術開発の推進、および将来の出力抑制量の推計に必要なデータ等の情報公開の徹底
- などについて、国として主体的に問題の解決に係るあらゆる策を講じるよう

要望する。

今年度中に導入が予定されている「非化石価値取引市場」においては、自然エネルギーの価値を明確化し、消費者が環境に配慮した電力である自然エネルギーを積極的に選択できる仕組みを整備するとともに、エシカル消費を促すなど、消費者にわかりやすく、実効性のある制度とするよう要望する。

5. 規制改革の推進

国において自然エネルギーの導入加速に向けた規制改革が鋭意進められているが、その一方で、自然エネルギーの導入の支障となっている規制・制度等も未だ残されている現状に鑑み、今後も、規制改革会議において活発な議論を行うとともに、その結論を踏まえた規制改革の取組を速やかに実行に移すべきである。

環境影響評価については、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、手続期間の半減が目標とされ、迅速化の取組が行われているところであるが、事例の蓄積等を踏まえ、更なる簡素化・迅速化を要望する。

土地利用については、例えば、自然エネルギーの適地であるものの、転用が困難な第1種農地についても、一定条件を満たせば転用を可能とする法律(農山漁村再エネ法)が平成26年5月に施行されたものの、各市町村における基本計画の策定が必須であり、その負担の大きさから、策定済の自治体が非常に少ないのが現状である。

農地の保全・有効利用や林地の適切な利用との調和を図りながら、自然エネルギーの最大限の導入を図るため、土地利用制度の適切な見直しや手続の円滑化に向けた省庁横断的な検討を行うとともに、優良事例の収集及び公表を積極的に行うよう要望する。

中小水力発電については、出力が安定した電源であり、地域での活用が望まれていることを考慮し、事業者の参入を促すことを目的として、公表されている全国の流量データ等の充実を図るとともに、導入に際し課題となっている要因を具体的に検証し、導入を積極的に推進するよう要望する。

また、一般海域における洋上風力発電の導入促進を図るべく、国が主導的役割を果たしながら、開発区域の設定、海域利用ルールや環境影響評価手法等の必要な条件を早期に整備するよう要望する。

平成29年11月24日

自然エネルギー協議会 会長

徳島県知事 飯泉 嘉門

自然エネルギー導入加速化による 諸課題の解決に向けて

～自然エネルギーによる地球温暖化対策と経済成長の両立へ～

具体的な支障事例

平成29年11月24日

自然エネルギー協議会

正会員
第14回提言支障事例

2. 地産地消型の自然エネルギーの推進による地方創生

道府県名	支障事例	対応策	備考
北海道	新エネルギーの導入にあたっては、機器の導入コストや資源の調達コスト、製造コスト、管理コストが高いことや自然現象による出力の不安定さなどが課題となっている。	民間事業者や市町村等が行う新エネルギーの導入などに対する補助制度の拡充（補助率や補助上限額の嵩上げ）を図ること。 また、投資促進税制の税額控除率（7%）または特別償却率（30%）を上回る税制優遇の拡充措置を実施すること。	補助制度や税制優遇の拡充
岩手県	地域の実情に合わせた再生可能エネルギー設備の導入を進め、地産地消を推進していくには、地域でのエネルギーの貯蔵や運搬も考えていく必要がある、その解決策として再生可能エネルギー由来の水素製造等が考えられるが、導入費用が高額であるなど、導入を検討する環境が整っていない。	再生可能エネルギーによる水素製造等の研究開発や、実証研究事業の実施などの取組に対し、補助金等の支援を検討してほしい。	
長野県	再生可能エネルギー法の導入に伴い事業化のための補助金は廃止されたが、建設工事に至るまでの事業可能性調査、事業計画策定、概略設計等事業化までには様々な準備が必要不可欠である。経験のある事業者がいない地域レベルにおいては、これらの費用負担を行うことができず、地域の事業主体が育っていない状況にある。	地域における自然エネルギー事業者を育成し、地域活性化に資する自然エネルギー事業を拡大していくため、事業可能性調査、事業計画策定等の建設工事までの準備段階における取組みに係る補助金などの財政的支援制度を講じるべき。	
長野県	本村は、中山間地であるため、過疎化が進む一部の地域において、地域の活性化につなげようと、地域が事業主体となる用水路を活用したマイクロ小水力発電の事業化を検討している。 しかしながら、施設整備にキロワット当たり200万円という高額な建設費の試算がだされたほか、高齢化する農村部では、自主財源の捻出も難しいとして、地域の合意形成ができずにいます。 そのため、溪流から取水する小規模水路しかない山間地でも事業化が可能となる中山間地の地域住民が、取り組みやすい支援策の検討をお願いしたい。	①水量の少ない山間地地域が取り組む場合のマイクロ小水力発電施設に対応したFIT単価の新設。 ②自主財源の確保が難しい山間部の住民に支援される施設整備補助金の新設。 ③自主財源がない事業体への無利子貸付制度の新設。 ④豪雨や台風などによる自然災害で被災した発電設備の長期保証のある保険制度を民間保険会社に対し商品化の要望と、その保険料に対する国の支援策の新設。	
滋賀県	廃食油から精製されるBDF燃料は、循環型社会の構築及び地球温暖化防止の観点から、全国の多くの地域で取り組まれている。 しかし、平成21年に自動車排ガス規制強化によりBDF 100%の利用が困難になりつつある。このような状況の中、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」によりBDFを5%以下で軽油に混和し流通する場合、事前承認手続きが義務化され、BDF分にも軽油取引税(32.1円/ℓ)が課税されることから、一般の軽油よりも割高な燃料とならざるを得ない。	BDFの利用拡大を促進するために混和分のBDFに係る軽油取引税を免税としてほしい。	総務省 地方税法 第144条第1項第3号、第144条の2
徳島県	電気料金の高騰により、漁業の経営状況は厳しさを増しており、持続可能な漁業経営を実現するためには、漁港施設への自然エネルギー発電の導入や省エネ化の促進による電気料金の低減化を進める必要がある。	農林水産分野における自家消費型の自然エネルギー発電が促進されるよう、国による積極的な支援や技術開発を行うべきである。	
高知県	エネルギーの地産地消を推進するには、地域主導での事業化が必要であるが、中山間地域においては特に小水力発電が有効な電源と期待される。 しかし、開発地点における事業化を判断できるのは、動植物調査や流況把握などの調査、及び設計等の業務が完了した後の段階である。このため、調査・設計等への投資はリスクが存在する。 現在、調査・設計等に関して国から補助率1/2の助成があるが、資金力を持たない地域住民の案件においては、残り1/2を負担することも困難な状況にあるため、現状では事業が十分に推進されていない。	地域主導で事業化する場合、事業主体の負担を軽減し、小水力発電をより推進させるためにも、調査・設計等に関して補助率の引き上げを行っていただきたい。	調査・設計等の支援

2. 地産地消型の自然エネルギーの推進による地方創生

道府県名	支障事例	対応策	備考
佐賀県	水素源となり得る再生可能エネルギー資源が豊富に賦存している地方においては、水素の製造から利用にいたるサプライチェーンの構築により、新たな産業の創出が期待されることから、研究開発や実証研究事業の実施など、実現に向けた積極的な取組が必要。	水素の製造から貯蔵・輸送、そして利用にいたるサプライチェーン全体を俯瞰した戦略の下で推進される技術開発等の取組を進めるにあたっては、新たな産業創出の効果が期待される実証研究事業等の取組を積極的に進めること。	
大分県	小規模分散型の自然エネルギー導入促進を図るためには、その地域をよく知り、機動的に動くことができる地場中小企業のエネルギー産業化も大事であるが、技術面等の課題から十分に進んでいない。	地場中小企業が取り組む、自然エネルギー関連の製品開発等への支援の充実が必要である。	

3. 固定価格買取制度の適切な見直し

道府県名	支障事例	対応案	備考
北海道	北海道内では、大規模な風力発電や、地産地消を推進する上で重要なエネルギーであるバイオマス発電の計画があるが、設備認定手続きに時間を要するほか、事業の実施に時間を要する。	固定価格買取制度の運用にあたって、エネルギー種別によって不利な取扱とならない運用を図るとともに、事業実施までに長期間を要する風力やバイオマス、地熱、小水力発電の導入を拡大するため、導入促進が図られる価格の維持を図ること。	FIT
北海道	送電網の容量不足により、送電線の増強費用の負担や蓄電池等の設置を求められる事例があり、発電事業者にとって、導入コストの上昇が課題となっている。	系統への接続に関する負担軽減などを考慮した買取価格の設定や、買取価格の設定に考慮されない設備経費への支援を図ること。	FIT
神奈川県	中小規模の太陽光発電は、コストは高くなりやすく、現状でも採算性の面から断念に至る案件が多い。	地産地消に資する需要地に近接した太陽光発電は中小規模のものが多いため、規模別に調達区分を分けるべきである。	
神奈川県	入札制度の導入により、大規模な域外資本のメガソーラーしか認定されなくなるのでは、との懸念から、地域主体の「地産地消」に取り組もうとするNPO等の事業者のマインドが冷え込んでいる。	地方創生、地方活性化の観点から、再エネ事業に取り組もうとする事業者の参入阻害にならないよう、固定価格買取制度上、一定の配慮をしていただきたい。	
神奈川県	電力の大消費地である都市部では、野立ての太陽光発電を設置できる場所はほとんどなく、屋根置きに目を向けざるを得ないが、屋根の賃借権は対抗要件を具備できないため、安い賃料にもかかわらず多額の違約金が設定され、また、防水工事期間中の減収も予想されるため、普及が進まず、結果的に一部地域にメガソーラーが集中して立地する結果となっている。	電力の消費地の屋根にも、太陽光発電の設置を進めるため、設置形態別に調達区分を分けるべきである。	
長野県	小水力発電の採算性は建設単価kWあたり150万～200万といわれているが、小規模100kW未満での発電所建設に対する水車発電機の比率(価格)が大きすぎる。流量・落差に合わせた水車選定(特性曲線)できるほど水車メーカーが無く、ほとんどのメーカーが撤退してしまっている。本来は現場に合わせた水車がある事により、最適な発電効率を得られる。また、100kW以下の小流量の農業用水等の候補地を有効活用する事により、分散型のエネルギー自給率向上を太陽光発電のように爆発的普及が見込める。 今後自然エネルギーの中でも発電効率の良い小水力発電の普及を行う為には、スケールメリットを得られる規模以下(100kW未満)の買取単価の見直しをお願いしたい。 結果として、中山間地ほど有望箇所が多く、中山間地の活性化に寄与するものと考えられる。	1. 小水力発電の中でも、スケールメリットを得られない小規模(100kW未満)の買取単価の見直しをお願いしたい。 2. 一級河川に設置を希望する200kW未満の小水力発電の水利権についての規制緩和を依頼したい。 例) 調査期間等	FIT
長野県	エネルギー(電力)自給率を算出し、進捗管理していきたいが、自治体ごと定義がまちまちで比較できない。	自治体単位で算出でき、毎年進捗管理できるエネルギー自給率の定義を定めて欲しい。	資源エネルギー庁

3. 固定価格買取制度の適切な見直し

道府県名	支障事例	対応案	備考
長野県	<ul style="list-style-type: none"> ・市内上村地区では、地域住民により「かみむら小水力(株)」を設立し、地区内を流れる一級河川小沢川(こざわがわ)で、小水力発電事業を実施する検討を進めている。(172kW・842MWh/年を想定) ・この事業は、FITを地域活性化につなげるという再エネ特措法の趣旨を踏まえ、地域住民が発電事業で得られた収益を地域の課題解決に再投資し、住民自らがエネルギー自治に取り組むことで持続可能な地域づくりを推進していくことを目的とした事業である。 ・この建設工事費を算出したところ、現段階では、FIT調達価格を算定する根拠である100万円/kWhをはるかに上回る建設単価となった。これは、建設重機が容易に進入できない山間奥地における開発であるため、通常の建設工事に比して土木工事費が高額になること、数少ない国内の水車発電機メーカーが全国各地の多数の小水力発電事業化案件を抱えており、水車発電機器が高騰していることに起因する。 ・このため、現段階ではFITが設定した買取単価による売電収益では投資回収ができず、事業化の支障になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調達価格等算定委員会が平成29年12月13日に発表した「平成29年度調達価格及び調達期間に関する意見」における、200kW未満の小水力発電について、資本費の平均値が307万円/kWh、中央値194万円/kWhとのデータを発表している。 ・地域主導の小水力発電事業、特に一級河川を利用した新規水利権を取得して実施しようとする小水力発電においては、住民の合意形成に加え、流量観測をはじめとする、開発計画策定に必要な各種調査や、関係機関からの許認可取得、これらを反映する設計、建設工事といった過程を経なければならない。このため、稼働までに至るまで、かなりの時間とコストを要する。 ・本事例を踏まえて今後、全国で地域主導の小水力発電を普及していくためにも、特に一級河川を利用した新規水利権を取得して実施しようとする小水力発電については、買取単価を引き上げるか、資本費の平均値との乖離を考慮した発電設備建設費用への補助金交付等の財政支援を行ってほしい。 	FIT
長野県	積雪地(特に豪雪地帯)における太陽光発電の可能性について、豪雪が既に支障となっており、豪雪地(地方)が取り残されていく恐れがある。	積雪地における効率役太陽光発電の可能性等について調査・研究を行い、事業実施可能な技術開発により、地域による差を是正する。	
長野県	太陽光発電事業地の立地場所に問題 ・土砂災害警戒区域の上流部等にある急な傾斜に太陽光発電施設を設置することにより、土砂災害を引き起こすリスクがあり、下流の住宅等への被害も想定される事業	太陽光発電の不適切な施工が全国で発生しているが今後の適切な導入を進めていくためには、設置状況や事故事例の実態を把握し、全国的に情報共有する必要がある。	
長野県	木質バイオマスガス化発電事業において、事業認定を受けているにもかかわらず事業が2年以上進まない状況となっている。今だ明確な工事着工の説明がなく、事業者からの連絡も間々ならない状況で、コミュニケーション不足により地権者及び住民から不信と不安の声が出ている。	固定価格買取制度も見直しがされ新認定制度となったが、より事業の確実性を重視した認定制度としてほしい。	

3. 固定価格買取制度の適切な見直し

道府県名	支障事例	対応案	備考
滋賀県	再生可能エネルギーの導入機運が後退させることのないよう、固定価格買取制度における平成28年度以降の積極的な調達価格の設定と早期提示をお願いしたい。	地域商品券を活用した市民共同発電や地域の未利用バイオマス活用による再生可能エネルギー導入など、地域経済循環、地方創生につながる取組に対して、固定価格買取制度をはじめとする支援制度の充実をお願いしたい。	FIT
滋賀県	現在の固定価格買取制度において、10kW以上では一律であるため、小規模事業等の導入機運を後退させる一因となっている。	太陽光発電設備に係るきめ細やかな調達価格の設定による固定価格買取制度の効果的な運用を図りたい。 ((①設備規模の細区分化、②屋根・野立別の設定、③新築・既築住宅別の設定))	FIT
滋賀県	平成 25年3月31日に農林水産省農村振興局長名で、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」の通知がなされた。 これによると、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合には、当該支柱について、農地法上の一時転用許可が必要になるとのことであり、一時転用の許可期間が最長でも3年となっており、許可更新時に不許可となるリスクを抱えることで、事業実施に係る資金調達が難しく、実現の可能性がかなり低い。また、当該農地における単収が、概ね2割以上減収となった場合には、営農の適切な継続が確保されていないと判断されるなど、実施にあたっての規制が厳しく、パネル下で実施できる農作物についても制限されてしまう。	営農をしながら発電をするケースにおいては、発電所を継続する期間中の一時転用を許可するか、農地転用を認めていただきたい。また、営農の適切な継続が確保されていない要件として、単収減収要件を削除するなど、エネルギー施策推進の観点から、規制緩和について検討していただきたい。	農林水産省 農山漁村再生可能 エネルギー法
大阪府	府内では大規模発電設備の認定容量の割合が全国に比べて小さく、中小規模の割合が大きい。改正FIT法において導入された買取価格決定に関する入札制度について、入札対象を大規模設備に限定しなければ、システム費用の割安な大規模設備が優先して認定されることが予想され、都市部での太陽光発電設備の導入促進が停滞することが懸念される。	導入された買取価格決定に関する入札制度について、平成29年度、30年度を試行期間とし、29年度は2,000kW以上を対象に実施されるが、検証・見直しにおいては中小規模の太陽光発電の普及を抑制することがないように制度設計されたい。	
大阪府	発電事業者が事業開始前に、事業計画を地域住民へ十分に説明し、誠実・適切に対応していればトラブルが避けられるケースは多いが、地域住民への説明が資源エネルギー庁策定の「事業計画ガイドライン」において推奨事項に留まることから、今後も住民トラブルの発生が危惧される。	適切な事業実施には、地域住民との適切なコミュニケーションが不可欠である。FIT法の事業計画認定にあたっては、発電事業者に対して自治体に事前に相談のうえで地域住民に説明を行うことを義務付けるとともに、発電事業者が住民理解を得るよう努めたことを確認されたい。	
大阪府	太陽光発電施設の事業計画認定申請にあたり、関係法令等について「相談・手続中」で申請し、認定取得後、開発工事や設置工事等において適切な法令等の手続きを経ないまま運転開始に至った事案がある。 工事完了後に当該事項が発覚し、是正が必要になった場合、認定後では、事業者の是正指導等への積極的な対応が期待できない。 仮に認定取消しとなっても、事業者が施設を放棄することも想定され、住民の安全・安心の確保が困難となるケースの発生が危惧される。	事業計画の認定は、申請時点で関係法令等の「相談・手続中」であっても取得が可能であり、その後、完了確認は行われていない。認定等を許可条件等とする法令等を除き、相談及び手続きが完了した旨の報告を事業者に対して義務づけるなど、認定前に法令等の遵守を確認のうえ必要な対応をとられたい。	
大阪府	不適切案件に関する国民からの情報提供をホームページで受ける仕組みが昨年から開始されているが、自治体では、不適切案件への実効性のある対応に限界がある。 住民が土砂流出・反射光・景観への影響に対する懸念を訴えた事案等で、関係法令の規制対象とならないものもあり、自治体は対応に苦慮している。	FIT法に基づく認定・認定取消の権限を有する国の指導が事業者には最も効果的であるため、不適切案件への対応にあたっては、「事業計画ガイドライン」の遵守事項・推奨事項に関わらず、事業者に適切な指導を行われたい。	
兵庫県	地域の団体等が再生可能エネルギー発電設備を導入する場合、発電設備の規模が小さい(太陽光発電:10~50kW未満、小水力発電:100kW未満等)ほど、事業の採算が取れない例が多い。	小規模な発電設備を導入した場合でも、事業の採算が取れるよう、調達区分を細分化して欲しい。	FIT
兵庫県	太陽光発電について、地上への設置に比べ、建物屋上(特に陸屋根)に設置する場合は防水工事等でコストがかさむため、屋上には導入が進みにくい状況である。	太陽光発電について、平地設置、屋上設置など設置形態別の買取区分を設けるべきである。	

3. 固定価格買取制度の適切な見直し

道府県名	支障事例	対応策	備考
兵庫県	太陽光発電を設置できるのは、現状では、初期費用を負担でき、南向きの屋根を有する戸建住宅居住者が中心であり、集合住宅居住者等は、賦課金を負担するだけとなり、不公平感が生じている。誰もが太陽光発電導入に出資できる仕組みを検討しているが、国からの後押しがない。	住民が出資して自然エネルギーによる発電を行う場合、割高になる運営コストを穴埋めできるよう買取価格の上乗せ、補助金等による支援制度を設けるべきである。	
高知県	県において、「太陽光発電施設の設置・運営に関するガイドライン」を策定し、周知や説明会の機会を通じて、事業者や市町村に対して、地域への事前説明や地域との合意形成など地域への配慮の必要性について、一定理解を深めることはできた。しかし、ガイドラインは事業者の自主的な取り組みを求めるためのものであるため、自主的に取り組みとうしない一部の事業者の事業においては、地元住民との合意形成が進まないケースが生じる。	事業者の自主的な取り組みを求めるガイドラインでは、実効性が十分とは言えない。太陽光発電が地域と調和した事業となるよう、地域への事前説明や合意形成など、事業化における地域とのトラブル防止のための導入手続きに関する法整備をしていただきたい。	法整備
沖縄県	離島地域において再エネ設備を導入する場合、施工費用や輸送費などが高額になるためFIT価格のみでは事業化が難しい場合がある。	地域の特性に合わせてたFIT価格の設定やFITと併用可能な建設費用の一部補助の制度設計を検討していただきたい。	

4. 電力システム改革の着実な推進と系統問題の解決

道府県名	支障事例	対応策	備考
北海道	現在、道北地域において進められている「風力発電のための送電網整備・実証事業」においては、地域間連系線の利用が前提となっているが、現行の制度においては、出力が変動する電気が地域間連系線を利用することは難しい。	今後、広域機関において、地域間連系線の利用ルールが定められることと承知しているが、その策定にあたっては、新エネルギー由来の電源の特性を十分考慮した新エネルギーの導入拡大に資するルールとすること。	経済産業省
北海道	本州以南の電力他社は、複数あるいは大容量の連系線でつながっているのに対し、北海道は、小容量の北本連系設備(60万kW)1点のみの連系であり、道内の地域内系統などの電力基盤も容量が少ない。 北海道は、風況が良好で大規模な土地の確保が可能な風力発電に適した地域としてあげられているが、系統の問題などから風力発電の導入に制約がある。	現在、北本連系線の増強や「風力発電のための送電網整備・実証事業」等がおこなわれているところであるが、我が国における新エネルギーの導入拡大を推進するにあたっては、風況等の条件の良い地域のポテンシャルを活かすことが重要であり、北本連系設備を含む電力基盤の更なる増強を図ること。	送電網整備
北海道	北海道では、変動電源に対する調整力の不足から、早期に太陽光や風力の接続上限が設定され、事業計画自体の立案が困難となっており、豊富なポテンシャルを活かすことができていない。	接続可能量の算定に際し、これまでの受け入れ実績を元にした平準化効果等の加味や、地域間連系線の積極的な活用により、可能な限り接続可能量の増を図ること。	接続可能量
北海道	北海道内では、地域に根ざしたバイオマス発電の計画が複数あるが、太陽光発電が先行したことにより、系統への接続ができない案件があり、100kW程度の小規模で安定的な発電であっても、接続が不可能となっている。	小規模バイオマス発電のような地域に根ざした安定的な発電を増やすため、送電網の整備により接続可能量の増を図ること。	系統連系
岩手県	本県では、全国的にも高い再生可能エネルギーのポテンシャルを活かしていくため、風力や地熱などの再生可能エネルギーの導入を進めているが、送電網が脆弱であるところに、再生可能エネルギー設備の急激な導入が進んだことから、送電線の接続可能量に空きがない状況。 国では、昨年10月に東北北部エリアにて募集プロセスを開始し、系統増強工事を計画しているが、エリアが広範囲に及び検討に時間を要する見込みであることから、工事終了までに相当な期間を見込まれており、今後の再生可能エネルギー設備の導入が見通せない状況。	国において、早期にプロセスを完了し、基幹系統増強工事の工期短縮を図るほか、現状の送電網で連系可能量を拡大する方策に取り組んでいただきたい。	
秋田県	当県は、豊富なポテンシャルを生かして再生可能エネルギーを導入し、低炭素社会構築への貢献を通じて、産業振興や雇用創出を図ることを目指しているが、送電網が脆弱なため、再生可能エネルギーの適地があっても導入が進まない状況にある。 現在、地域間連系線、基幹送電線の整備の計画が進められているところであるが、系統増強に要する多大な負担金と長期にわたる工事期間等が、再生可能エネルギーの導入拡大に支障をきたす恐れがある。	再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、電力会社間の地域間連系線の増強や基幹送電線の整備など、電力系統の広域的運用に関する取組を加速するとともに、系統増強に要する再生可能エネルギー発電事業者の負担軽減を図るため、必要な支援を行うこと。	
福島県	電力会社の保有する送電設備の容量不足から、県内の広範囲にわたる地域で、新たな発電設備の接続が制限される状況となっており、再生可能エネルギー事業を断念せざるを得ない事例も生じている。	再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、送電網が弱い地域が導入が進んでいない地域を中心に送電ルートの新設するとともに、その運用管理について、電力会社等と連携した多角的な支援を行うこと。 また、改正FIT法の施行を待たずに、電力会社と連携し認定取消等による速やかな滞留案件の解消を進めること。	送電網整備
群馬県	本県の系統連系制約については、入札制度の導入により解消の見通しがついたところであるが、送電網の増強工事に長期間を要することから、再生可能エネルギー普及の妨げとなっている。	再生可能エネルギーの普及のためには、送電設備等のインフラ整備を計画的に行っていく必要があり、国と電力会社が連携し、速やかに系統の増強に取り組んでいただきたい。	経済産業省
長野県	再生可能エネルギー法に基づくメガソーラー事業の実施に際し、電力会社と接続の契約締結の協議を行っているが、接続する変電所の容量が少なく、今後地域の電力の需要が減少することにより、出力抑制を行う可能性が示唆されている。出力抑制は、事業の採算性に大きく関わるところ、どの程度出力抑制をされるかが不明であり、出力抑制に伴う補償も担保されていない状況では事業展開が困難になる。	今後需要の少ない農山村地域においては同様の問題が他地域で生じることが予想されるところ、将来的な出力抑制が想定されるケースにおいては、電力会社がどの程度(年間の出力抑制の時間等)出力抑制を行う可能性があるかどうかを事前に事業者の説明すること、さらに出力抑制を行った場合には、事業者に対して出力抑制を行った量の全額支払いを行うこと及び出力抑制を行なう場合には、発電事業者側に無用な負担をかけないことをルール化すべき。	

4. 電力システム改革の着実な推進と系統問題の解決

道府県名	支障事例	対応策	備考
長野県	メガソーラー事業に係る電力会社に対して系統連系協議を行っているが、複数個所での連系可能性を同時に検討することが望んでいるにもかかわらず、電力会社では最寄りの1箇所を検討するというので、検討期間が限られているにもかかわらず効率的ではない。	電力会社が系統連系協議を受ける際には、発電事業者の希望に応じ、複数個所での接続可能性について検討するようにルール化する。	
長野県	市町村域等の温室効果ガスの排出現状を行政が把握し、発信していくことは地球温暖化対策の推進に関わる法律や地球温暖化対策計画で定められている地方公共団体が行うべき責務であるが、電力自由化に伴い、温室効果ガスの算定に必要な市町村単位での電力消費データについて、行政が把握しづらくなっている。	・旧一般電気事業者や全ての新電力事業者から国へ一度データを集積する仕組みが必要と考える。 ・4分野(産業部門・民生家庭部門・民生業務部門・交通部門)に分けた状態で、地域でどの程度消費しているかの情報を行政向けに提供するプラットフォームを国で整備していただきたい。	
長野県	・地域で再生可能エネルギー事業が立ち上がっても、送配電網の脆弱さによって系統連系接続できない事態が発生しており、大きな障害となっている。 このことが、再生可能エネルギー導入の阻害要因のひとつとなっている。	・送配電網については、大規模集中型電源を前提とした在り方から小規模分散型電源を中心とした在り方にシフトすることが必要 ・地域が主体となった発電事業については、地域の意思を反映するためにも、系統接続や事業計画の認定において一定の配慮が必要 ・送配電網の増強や在り方について、電力会社ではなく国が主導する形でガバナンスを取り、地域の実情を反映した対応が取れるような仕組みづくりが必要	
奈良県	県南部が送電網系統接続の制約対象エリアとなっており、一定規模以上の再生可能エネルギー等の新たな発電設備の導入ができない状況となっている。	国が主体となって、政策的に送電網の容量の増強を実施してほしい。	
鳥取県	中山間地等の大きな電力需要がない地方にあっては、電力会社の送電網が脆弱なため、小規模にも関わらず発電施設の導入を計画しても系統連系が困難で、計画を断念せざるをえない事例が発生している。	国においては電力会社の送電網増強のための施策を講じていただきたい。	
高知県	大きな電力需要のない地方にあっては、電力会社の送電網が脆弱なため、再生可能エネルギーによる発電施設の導入を計画しても系統連系が困難で、計画を断念せざるをえない事例が多数発生しており、県の中央部以外では、すでに系統の枠が埋まってしまい、これ以上発電施設の導入ができない深刻な状況になっている。	国において電力会社の送電網増強のための施策を講じていただきたい。	送電網対策
佐賀県	電力会社の系統接続回答保留問題と、その後の指定電気事業者制度による「無制限・無補償の出力抑制」によって、事業者にとっては、事業の収支見込みが立てられない状況で、事業実施を取りやめるなどの影響が出ており、国の再生可能エネルギーの普及方針を阻害している。	より詳細な出力制御期間の見込み等を適宜公表していただきたい。	
熊本県	県内全域で送電線の容量不足が厳しい状況になっており、電力会社から上位系統対策に多額の負担金と長期の工事期間が提示されるなど、再エネの導入に取り組んでいる地場の再エネ事業者は、事業実施の見通しを立てられない状況である。	国においては、送電線の計画的な増強はもちろんのこと、ベースロード電源である小水力発電や地熱・温泉熱発電等で、かつ、系統への影響も大きくない小規模の発電事業(200kW程度)については、低圧(50kW未満)案件と同様に上位系統対策の対象とせず系統に優先接続できるよう、法令の改正等必要な制度の見直しを行っていただきたい。 九電においては、今後予定されている上位系統対策に向け、できる限り工事の期間短縮が図られるよう、作業員の増員等、万全の措置を講じていただきたい。	
大分県	地熱・温泉熱や小水力など、安定運用可能な再エネに関して、系統への接続容量が少ないにもかかわらず、接続希望の多い太陽光発電との差別化がなされていないため、系統への接続が困難になっている。	地熱・温泉熱など安定的な再エネを優先的に接続出来るような仕組みを検討いただきたい	
沖縄県	沖縄県の一部離島においては、接続可能量に達したため、今後の接続には電力会社指定の接続ルールが適用されるため、事業化が難しい。	再生可能エネルギーの系統接続可能量の拡大に向けて、大規模蓄電池の設置等の地域に応じた対策を講じて欲しい。	

5. 規制改革の推進

道府県名	支障事例	対応策	備考
北海道	風力発電事業が環境影響評価法の対象に追加され、事業者にとってコストの上昇と事業期間の延長が新たに事業実施上の課題となっている。	環境省・経済産業省で検討が進められている風力発電所・地熱発電所における環境アセスメントの簡素化・審査プロセス等の運用改善による期間短縮を早急に進めること。	環境省 環境影響評価法
山形県	一般海域における洋上風力発電の事業化に当たっての支障として、一般海域は、国有財産法で都道府県に管理が委任されているため、条例や規則等に基づき海域の使用について許認可を行うこととなるが、その条例や規則等は洋上風力発電を想定していないことから、使用許可期間が短い、事業者の選定方法が明確になっていないなどの課題がある。	一般海域の利用調整に関する政府の基本的な考え方を明らかにし、使用許可に関する標準的な基準や手続き等を整理した自治体向けのマニュアルを策定していただきたい。	
長野県	環境や景観等の面から、そもそも事業に反対という住民や団体との調整に事業者が困るケースがある。特に、水利権がからむと、事業が進まないなどの支障も生じる。	事業者の責任や権利調整のルール等を明確にするなど、開発にあたっての一定のルールづくり。水利権については、許可権者や河川管理者等による調整機能も必要ではないか。	国土交通省、 都道府県
長野県	農業用水の従属発電について、平成25年度より登録制が始まり、取組やすい制度にはなったが、非かんがい期における流量増加を見込めないと稼働率が低い。小水力発電の最大の強みである稼働率の高さが活かされていない。	農業用水の非かんがい期における発電水利許可に対する規制を緩和をお願いしたい。 ※当然河川維持流量に留意した上での緩和という意味	国土交通省 河川法第23条 (流水の占有許可)
長野県	環境にやさしい小水力発電をPRしようと、農業用水路など規模が小さい河川を活用してマイクロ水力発電をしたいが流量調査等が必要で、簡単には設置できない。	簡単な水遊び程度の水力発電であれば、どんなところでも簡単に設置できるような規制緩和を行うことで、小水力発電の啓発に繋がる。	国土交通省 ・河川法
長野県	農地の規制。太陽光発電によるソーラーシェアリングや風力発電は、農地にも適地が多く、農業との親和性が高いが、農地法の規制で設置が広がっていない。また、3年間の一時転用では、金融機関からの融資審査に耐え難い。	認可条件を緩和するか、一定の条件を満たせば、FITの契約期間の間は、営農を続ける条件で農地への再生可能エネルギーの設置を許可するようにしてほしい。	
兵庫県	法人に対しては、法人道府県民税(均等割)、法人市町村民税(均等割)が収益の多寡によらず固定額で課税される(標準税額の場合、20年間で約140万円)。自治体では収益事業を行っていない法人に対する減免措置を設けているが、それらの法人が固定価格買取制度を利用した売電を行うと、収益事業と見なされ減免が適用されなくなる。このような状況の中、これまで収益事業を行っていない自治体やNPO法人等が新たに所有施設の屋根等に太陽光発電を設置しようとしても、小規模(10kW程度)では収入に対する法人税(均等割)の割合が非常に高くなる。このため、利益が出ず、導入を断念したケースがある。	自治会や認定NPO法人など、収益事業が小規模な再生可能エネルギー発電設備による売電事業のみである法人については、法人道府県民税(均等割)、法人市町村民税(均等割)の課税対象から除外する等の全国統一的な特例を設けるべきである。	総務省 地方税法第25条
徳島県	平成25年の河川法改正により、小水力発電に係る許可手続きの簡素化が進められたが、従属発電以外での取水では河川流況の測定などが求められており、地域が主体となる小規模な小水力発電においては、資料整理に多くの時間や労力を要していることから、地域での自然エネルギー活用の支障となっている。	減水区間が短い小水力発電については、流量測定の省略や簡素化など、一層の規制緩和を進めていただきたい。	

その他、支障事例「太陽光発電施設の不適切な施工」

道府県名	支障事例	コメント	備考
長野県	太陽光発電施設の不適切な施工 ・施工不良等が要因で突風によりパネルが飛散したなどの事案	太陽光発電の不適切な施工が全国で発生しているが今後の健全な普及拡大を進めていくためには、設置状況や事故事例の実態を把握し、全国的に情報共有する必要がある。	
長野県	住宅地の中にある遊休農地に、近隣住民への説明もないまま、市町村の指導基準に満たない小規模な太陽光発電施設が設置され、夏季にパネルからの反射熱により宅内が高温となる事例が生じた。	反射光ばかりでなく、反射熱による環境への影響についても情報の共有を図る必要がある。	
長野県	観光地の入口にある30度を超える急斜面を開発した結果、森林法や砂防法など法律が求める許認可制度を適切に運用したとしても、防災面や景観面で懸念が解消しない太陽光発電の事例が発生している。	地域と調和した再生可能エネルギー事業を促進するため、防災面や景観面で懸念が生じている太陽光発電の事例を集めて許認可の基準を点検して、必要な対応を執るべき。	国土交通省 砂防法、景観法 林野庁 森林法
長野県	再生可能エネルギーについての不正確な情報や根拠の無い思い込みが、地域の担い手による再生可能エネルギー導入の支障となる事例が見受けられる。	例えば太陽光発電におけるパネルの廃棄、電磁波や反射光の影響など、メディアなどで不正確な情報に対して科学的根拠に基づいて説明して周知することが必要	
山梨県	太陽光発電施設の不適切な施工 ・太陽光発電設備設置工事中に事業地から土砂が流出し下流の畑や用水路に被害を生じた事案	太陽光発電の不適切な施工が全国で発生しているが今後の適正な導入を進めていくためには、設置状況や事故事例の実態を把握し、全国的に情報共有する必要がある。	
山梨県	太陽光発電施設の不適切な施工 ・傾斜地において太陽光パネルの架台基礎をドラム缶を使用して施工しており、景観上及び安全上の問題について地域住民から懸念が示された事案	〃	
山梨県	太陽光発電施設の不適切な施工 ・生活道路の間近に45度の大規模太陽光発電施設が設置され、景観を阻害しているとして地域住民から懸念が示された事案	〃	
山梨県	太陽光発電事業地の立地場所に問題 ・山地災害危険地区(崩壊土砂流出危険地区)である急傾斜地や土砂災害警戒区域に太陽光発電施設を設置することにより、土砂災害を引き起こすリスクがあり下流の住宅等への被害も想定される事案	〃	
山梨県	太陽光発電事業地の立地場所に問題 ・歴史的文化的財の背景に太陽光発電施設を設置することにより、景観を阻害することなどから地域住民から懸念が示された事案	〃	
山梨県	太陽光発電事業地の不適正な開発 ・森林法に基づく伐採届を提出せずに森林約4haを伐採した事案	〃	
愛知県	太陽光発電事業地の不適正な開発 ・自然公園法、愛知県自然公園条例などの関係法令における手続きが遵守されず開発した事案	太陽光発電の不適切な施工が全国で発生しているが、今後の適正な導入を進めていくためには、設置状況や事故事例、土地利用規制に違反した事例の実態を把握し、全国的に共有する必要がある。	
愛知県	太陽光発電事業における住民とのトラブル ・太陽光発電事業において、住宅団地に隣接する里山の破壊に反対する周辺住民との軋轢が生じている事案がある。	周辺住民等とのトラブル発生事案及び調整事案の具体について、全国的に情報共有していただきたい。	
愛知県	太陽光発電事業地の不適正な開発 ・森林法に基づく林地開発許可などの関係法令等における手続きが遵守されずに森林約2haを開発した事案	太陽光発電の不適切な施工が全国で発生しているが、今後の適正な導入を進めていくためには、設置状況や事故事例、土地利用規制に違反した事例の実態を把握し、全国的に情報共有する必要がある。 また、違反状態が是正されない場合は、設備認定を取り消すとともに、事業者には太陽光パネル等を撤去させる枠組みを整備していただきたい。	

その他、支障事例「太陽光発電施設の不適切な施工」

道府県名	支障事例	コメント	備考
三重県	太陽光発電を中心とする新エネルギー施設については、景観への影響や災害発生への危惧等から、地域との共存共栄が課題となっている。	メガソーラー等の開発、設備設置に関して、地域との共存共栄が図られるよう、国において「事業計画策定ガイドライン」の周知、徹底をお願いしたい。不適切事案に対して厳しく対処することはもとより、推奨事項への取組がみられない事案に対しても、地方自治体と連携して指導・助言を行うよう体制構築をお願いしたい。	
奈良県	太陽光発電設備の導入において、反射光や熱、造成地からの土砂流出などの問題が指摘されている。特に住宅地の近接地の計画で、対策が不十分、説明不足といった原因で、地元住民とのトラブルになる事例が増加。迷惑施設のような議論になっているのが現状。	国の制度の枠組みの中で、事業者の責務で地元調整を行わせる仕組みを義務化してほしい。	
熊本県	太陽光発電施設の不適切な施工 ・太陽光発電設備の設置工事中に、適切な雨水対策がとられていなかったために、事業地から河川に濁水が流出した事案	他法令による防災対策の指導が不要な事業用地においては、発電施設の事業認定の中で、防災対策について指導していただきたい。	
香川県	太陽光発電事業において、地元への十分な説明が行われないまま事業が進められ、その後、瀬戸内海の景観が損なわれることなどを理由に、地元自治会が事業に反対している事案。	発電設備の設置に当たって、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなどの問題が全国的に生じていることから、事業計画の認定に際し、一定規模以上の発電設備を設置する事業者に対して地域住民への事前説明を義務付けるなどの法整備を図っていただきたい。	
高知県	太陽光発電事業やその施工について、周辺住民等への事前説明が行われず、トラブルになるケースがある。	着工して初めて、地域住民が事業が行われることを知るケースがある。地域の理解を得られない事業はトラブルに発展する。一定規模以上の太陽光発電の開発については、事業・施工についての地元説明、及び地元同意が重要。 太陽光発電設備の設置に関する地方自治体のガイドライン等では、実効性が十分ではない。国において地域への事前説明や関係住民の合意形成など、地域社会との共生が図られるような導入手続きの法整備をしていただきたい。	
高知県	太陽光発電施設施工期間中に、降雨により濁水が発生した。	施工期間中の適切な雨水対策がとられていなかったために、濁水が発生し、地元住民との不和の原因となるケースがある。また、事業への懸念も招くこととなる。施工期間中の雨水処理についても、適切な対策を事業者が行うことが必要。	

準会員
第14回総会提言・提言支障事例

団体	支障事例	対応策	備考
準会員	平成25年4月1日に農林水産省(「農水省」)より、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」の通知がなされた。これにより、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合には、当該支柱について、農地法上の一時転用許可が必要になることが明らかにされたが、一時転用の許可期間が最長でも3年となっており、許可更新時に不許可となるリスクを抱えることで、資金調達が難しく実現の可能性がかなり低い。	営農をしながら発電をするケースにおいては、発電所を継続する期間中の一時転用を許可するか、農地転用を認めていただきたい。	農林水産省 農地法
準会員	平成26年5月1日に「農山漁村再生可能エネルギー法」が施行されたが、行政が主体となって協議会を立ち上げ検討をするとの建付けとなっているため、事業者が主体となって進めることが難しくなっている。	手続法ではなく農地利用に関する規制緩和を所望する。	農林水産省 農山漁村再生可能エネルギー法
準会員	<ul style="list-style-type: none"> ・系統接続に係る情報提供が断片的で、どのエリアで連系の蓋然性が高いのか判断できない。現状では、個別案件ごとに事前相談、接続検討手続きにより連系可否の情報を得る形となっているが、系統は社会インフラであるという整理の下、より網羅的に系統情報を公表すべき。また、系統運用に係る情報(各時間帯の需給断面の状況、揚水発電や地域間連系線の活用情報など)を公表することで、発電事業者側にも系統状況を考慮した事業開発を行うよう促すべき。 ・出力制御ルールや現時点での試算結果は示されたが、実際にどのように実施されるか具体的な見通しがなく、事業計画が立てられない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、各電力会社が自主的に行っている系統制約マップについて、各季節・時間帯の需給断面の状況や調整力に係る情報なども含めたより詳細な情報提供を行う。また、電力会社間で統一的な情報提供フォーマットを整備すべき。 ・出力制御については、各季節・時間帯の需給断面データを示し、制御実施に係る透明性を確保すべきである。また、原子力の再稼働の状況等、需給状況は変化していくものであり、中立性のある機関により、毎年の検証を実施する必要がある。 	経済産業省
準会員	小売電気事業者による電源開示について、電源種類を特性として供給する場合のみ開示を義務付け、その他の事業者は任意開示となっている。	「電力システム改革報告書」において、「需要家が供給者や電源を選択できるようにし、小売市場における競争を促す」と記載されている通り、消費者が電源を選択できる環境整備が改革における要であり、全ての小売事業者に対して開示義務化すべきである。消費者が電源種類を意識して購入行動を行うことで、あるべき電源構成が促進される。	経済産業省 小売電気事業の登録の申請等に関する省令等
準会員	現在、電力各社より申請されている託送供給約款において、FIT特例制度を活用する再生可能エネルギー発電設備の発電量について、前々日の午後4時までに発電量予測に基づき発電電力量を策定し、小売電気事業者に通知するとされているが、前々日の午後4時時点の気象予測では予測精度が低くインバランス量が大きくなることが想定され、結果として託送料金が増大する可能性がある。	太陽光・風力の予測精度を向上させるため、発電量の予測及び計画策定は前日8時時点で行うべき。	一般電気事業者における託送供給約款等

団体	支障事例	対応策	備考
準会員	新制度では50kW以上の太陽光発電に関しては、運転開始までに3年間という期限が設定されるが、連系工期についても例外事由とされていないため、連系工期の長期化が事業断念に繋がる可能性がある。	電力会社が連系工事期間に必要以上に余裕をもった接続検討結果を回答することがないよう、連系工事内容・期間の妥当性を検証する第三者チェックの場が必要。	経済産業省 電力広域的運営推進機関 各電力会社
準会員	新制度では太陽光パネルのメーカー変更をしても調達価格が変更されなくなるが、設備認定との関係でパネルの変更が認められても、電力会社はその変更を受け付けずに再接続検討等を必要とするならば、ルール改正の意味がなくなる。	パネル変更については、その変更により系統に影響が出ることは通常考えられないため、変更認定申請により認められた変更については、電力会社が再接続検討の要求や接続拒否をすることがないよう指導の徹底が必要。	経済産業省 電力広域的運営推進機関 各電力会社
準会員	新制度下では送配電事業者との接続契約締結が認定要件となるため、これまで以上に連系手続プロセスの合理化・透明化が求められるが、現状、各社手続にバラつきがありプロセスが不当に遅延する懸念がある。	各社対応による不公平性が発生しないよう、現行制度における270日ルールと同様、接続検討から連系承諾までが一定の期間内に収まることを義務付けるルールの設定が必要。	経済産業省 電力広域的運営推進機関 各電力会社
準会員	電源接続案件募集プロセスが全国で実施されているが、北東北エリアなどプロセス参加者があまりに多く、制度として機能しておらず、結果として再生可能エネルギーの接続の妨げになっている。	まず、現状の最大出力ベースで系統整備計画を改め、既存系統の有効活用を行った上で、上位系統の増強については合理的と判断されるものは原則一般負担化し、不要な募集プロセスを最小限に抑えることで、速やかな接続を進める必要がある。	経済産業省 電力広域的運営推進機関 各電力会社
準会員	出力制御の実施方法(ルールの具体的な運用)が未だ明らかになっていない。	実施方法が明確にならないと出力制御の分析が進められないため、早期に実施方法を確定させてほしい。	経済産業省 電力広域的運営推進機関 各電力会社
準会員	エリアの需給バランスを原因としない、ローカル系統の制約による出力制御の考え方が電力会社によって異なり、事業計画の策定に支障が出ている。	早期のルール作りが必要。なお、そのルールでは、新規に接続する電源以外の	経済産業省 電力広域的運営推進機関 各電力会社
準会員	事業計画認定の取得に想定より時間がかかり、スケジュールを見直すことが頻発している。	申請から認定までの期間は、事前にアナウンスした期間内に終了するよう体制を整えてほしい。	経済産業省
準会員	前回、営農をしながら発電をするケースにおいては、発電所を継続する期間中の一時転用を許可するか、農地転用を認めていただきたい。というご意見がありましたが、農業を継続しているのであれば、農地のままでも営農型太陽光発電所を設置できるようお願いしたい。	営農型太陽光発電システムはいずれの地目の土地についても設置可能とするとしていただきたい	農林水産相(例外規定)、経済産業省
準会員	現状では、小水力発電設備については、20kW以上なら「事業用電気工作物」となり、工事計画届、主任技術者の選任・保安規程が必要である。しかし、例えば出力30kWで揚水する場合と発電の場合を比較すると、必要な水路・水車等の設備は、ほとんど同じである。しかしながら、現状では、揚水を行うなら「一般用電気工作物」、発電なら「事業用電気工作物」で、発電の側に厳しい規制がかかっている。これを、発電と受電とを対称に扱い、発電側の規制を緩和して、50kW未満の小水力発電設備に係る手続きの負担を軽減していただきたい。	小水力発電設備にかかる電気事業法の一般用電気工作物と事業用電気工作物の区分を、受電設備と同等に扱い、高圧(約50kW以上)を事業用電気工作物、低圧を一般用電気工作物としていただきたい。	経済産業省 電力安全課 電気事業法
準会員	回避可能費用が上昇することで、新電力会社の採算性の悪化、再生可能エネルギー電力の購入減少・採算性の悪化が危惧されている。激変緩和措置5年間で決められているものの、スケールメリットの取れない地産地消を目指す地域新電力にとっては事業見通しが立ちにくくなっている。そこで、地産地消を目指す地域新電力においては柔軟に期間を延長(10年等)していただきたい	固定価格買取制度の「回避可能費用」の市場連動移行に関する激変緩和措置の適用期間の拡大に関して	経済産業省 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

団体	支障事例	対応策	備考
準会員	300kW未満のバイナリー発電(不活性ガス利用分)に適用される規制緩和を同様に安全と考えられる「小規模のフラッシュ発電機(ゆけむり発電)」への適用拡大を図ってほしい。これを活用できると、バイナリー発電機が活用しづらかった蒸気量での活用等、温泉資源の利用法のさらなる拡大も考えられるため。	ボイラー・タービン主任技術者の選任 範囲の見直し	経済産業省 電力安全課 告示
準会員	環境省のガイドラインにおいて、「ただし、あらかじめ掘削しようとする段階において、転用する意思がある場合は、「温泉をゆう出させる目的」を有していると考えられるので温泉法第3条の掘削許可が必要となる。」とされているが、そもそも掘削段階では湧出利用が目的でないにもかかわらず、許可申請が必要になることは、調査の障壁となっている。掘削の転用する場合には井戸の拡張や発電に対応するための設備が必要となるため、それに合わせて、許可申請が必要になるようなフローが検討できないか。	温泉法第3条の「掘削許可」が必要な 範囲の緩和	環境省 温泉資源の保護に 関するガイドライン (地熱発電関係) 温泉法第三条
準会員	一般的にバイオマス発電はスケールメリットを享受する部分が多く、現行主流となっている蒸気タービンを使った発電では、採算が合わない場合が多い。一方、ドイツでは中小規模のバイオマス発電は安全性も高いORC発電が一般化している。ところが、日本では一般化しておらず、また電気事業法においては一般の蒸気タービンと同じ扱いを受けるため、普及していない。政策上、固定価格買取制度では中小規模のバイオマス発電の普及促進を積極化していく方針が見られる。技術的にも安全性の高いORC発電においては、その方針に則り、運営上の負担を減らすためにも、常時監視条項の緩和、届け出を不要としていただきたい。	バイオマスを活用したORC(有機ランキンサイクル)発電(1000kW未満)の電気事業法上の規制(常時監視・工事計画の届け出など)	経済産業省 電力 安全課 電気事業法・ 電気設備の技術基 準の解釈第47条 電気事業法施工規 則65条
準会員	現状では事業者側が具体的にどの程度の抑制がかかるかを予測する正式なツールがなく、事業計画立案の大きな障害となっている。原発の再稼働見込みや系統接続量など変動する予測値の更新を行うとともに、設備導入にあたって出力抑制の程度(抑制が〇%であれば、〇時間抑制がかかるなど)を予測するソフトを作成していただきたい。	事業計画に伴い、出力制御が実施された場合のシミュレーションソフトを作成していただきたい。システム容量で地域別、抑制条件別、再エネ別に、年間抑制時間と非買発電量が表示されるイメージ。(資源エネルギー庁『おひさまパワー！太陽光発電』の発電量シミュレーションの様に)	発電量シミュレーションソフト開発
準会員	変動電力といわれる太陽光・風力に関しては系統の弱い地域においては、すでに設置に対して事業性の見通しが担保できないレベルに達しつつある。これを解消するためにも、供給側のピークカットを行うために積極的な貯蔵システムの構築が急がれるものと考えられる。国策として蓄電を推し進めることで導入コストの低減も図られ、結果として安価に系統の柔軟性を高められると考えられる。	再生可能エネルギー事業者向けの蓄電池設置の補助金を今回の緊急補正にとどまらず、今年度補正においても実施していただきたい。	補助金